

告 示

埼玉県告示第六百七号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成二十八年四月十四日以降に到来するものについては、自動車取得税、証紙徴収の方法によって徴収する自動車税（条例第五十一条の二第六項及び第五十一条の四を含む。）及び狩猟税を除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

平成二十八年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

指 定 地 域

熊本県
